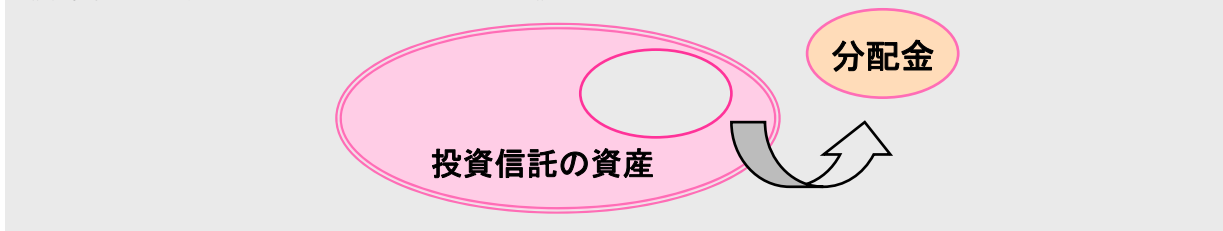


収益分配金に関する留意事項

◆当資料は日本証券業協会からの通知に基づき作成した資料です(2011年8月2日時点)◆

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

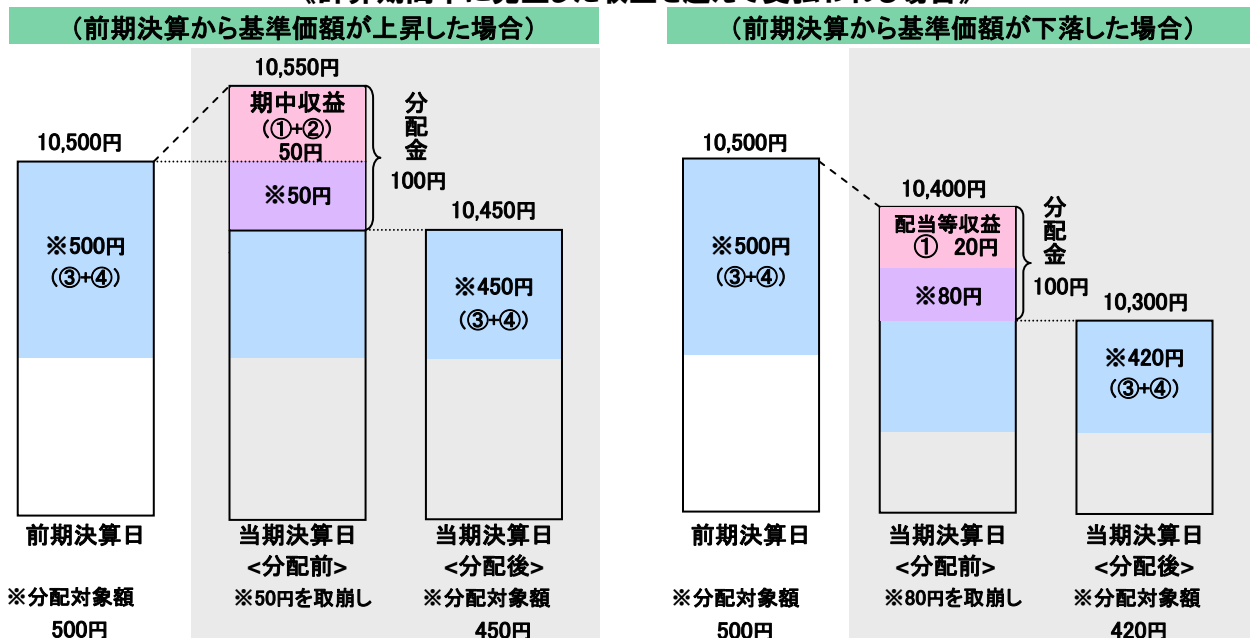
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》



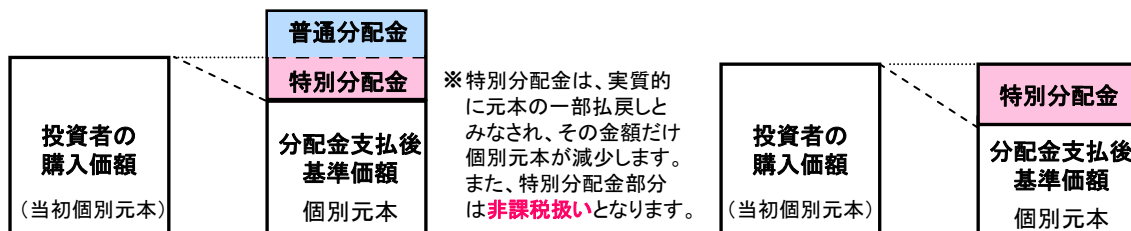
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金により構成されます。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

●投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、交付目論見書等で確認ください。

■この資料は情報提供を目的として株式会社愛媛銀行が作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については株式会社愛媛銀行は一切責任を負いません。■この資料は株式会社愛媛銀行が信頼性の高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。

愛媛銀行

株式会社 愛媛銀行
登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号
加入協会 日本証券業協会